⑶　申込受付期間　平成23年４月１日（金）から４月14日（木）まで（ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。）。

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成23年４月14日（木）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

⑷　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは、前記の受験申込用紙の交付機関に行うこと。

⑵　受験申込用紙の請求等を郵便により行う場合には、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形２号）を必ず同封すること。

⑶　提出書類の所要事項は正確に記入すること。

⑷　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑸　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

別記

専　門　試　験　出　題　分　野　一　覧

専門試験（多枝選択式）

（試験の区分）	（出　題　分　野）
労働基準監督Ａ	憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、労働経済・社会保障、社会学及び労働事情
労働基準監督Ｂ	工学に関する基礎及び労働事情

専門試験（記述式）

（試験の区分）	（出　題　分　野）
労働基準監督Ａ	労働法及び労働事情
労働基準監督Ｂ	工学に関する専門基礎及び工業事情

平成 23 年度法務教官採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成 23 年４月１日　　人事院事務総長　吉田　耕三

1　試験の名称　平成23年度法務教官採用試験

2　試験の区分　教官Ａ及び教官Ｂ

3　対象官職　公安職俸給表㈡１級に属する職員の占める係員の官職のうち、法務教官の官職

4　給与　この試験に合格し、採用された者には、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として公安職俸給表㈡１級21号俸の俸給月額（195,700円）が支給される。

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

5　受験資格　次に掲げる者とし、教官Ａは男子、教官Ｂは女子とする。

⑴　昭和57年４月２日から平成２年４月１日までに生まれた者

⑵　平成２年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び平成24年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

イ　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成24年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目　教養試験、専門試験（多枝選択式）及び専門試験（記述式）（専門試験の出題分野は別記のとおりとする。）

（第１次試験合格者の決定は、教養試験及び専門試験（多枝選択式）の成績を総合して行い、専門試験（記述式）は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）

⑵　試験の実施日　平成23年６月12日（日）

⑶　試験地　札幌市、仙台市、秋田市、東京都、名古屋市、金沢市、堺市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　平成23年７月５日（火）に、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（それぞれの所在地は10⑴に掲げる。）において、受験番号及び試験地を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

7　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験、身体検査及び身体測定（人物試験は、個別面接により行う。）

⑵　試験の実施日　平成23年７月13日（水）又は７月14日（木）のいずれか指定する日

⑶　試験地　札幌市、仙台市、さいたま市、名古屋市、堺市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

8　最終合格者発表　平成23年８月19日（金）に、第１次試験合格者発表の場所と同一場所において、受験番号及び試験地を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続

⑴　受験申込用紙の交付　受験申込用紙は、次に掲げる人事院の地方事務局及び沖縄事務所のほか法務省各矯正管区、各少年院及び各少年鑑別所において交付する。

（名　称）	（所　在　地）
人事院北海道事務局	〒060-0042　札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980-0014　仙台市青葉区本町３－２－23
人事院関東事務局	〒330-9712　さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局	〒460-0001　名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局	〒553-8513　大阪市福島区福島１－１－60
人事院中国事務局	〒730-0012　広島市中区上八丁堀６－30
人事院四国事務局	〒760-0068　高松市松島町１－17－33
人事院九州事務局	〒812-0013　福岡市博多区博多駅東２－11－１
人事院沖縄事務所	〒900-0022　那覇市樋川１－15－15

⑵　受験の申込み　受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に所要事項を記入し、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の申込先に提出すること。

なお、受験申込書の受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

（第１次試験の試験地）	（申　込　先）		
札幌市	法務省札幌矯正管区	〒007-0801	札幌市東区東苗穂１－２－５－５
仙台市、秋田市	法務省仙台矯正管区	〒984-0825	仙台市若林区古城３－23－１
東京都	法務省東京矯正管区	〒330-9723	さいたま市中央区新都心２－１
名古屋市、金沢市	法務省名古屋矯正管区	〒461-0011	名古屋市東区白壁１－15－１